

大阪市告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	敷地の幅員	敷地の延長
淀川区 第2024-01号線	淀川区加島3丁目 406番地から 同区同 110番の3地まで (別紙参考図参照)	m 6.00～ 11.52	m 210.18
淀川区 第2024-02号線	淀川区加島3丁目 112番の1地から 同区同 405番地まで (別紙参考図参照)	m 6.00～ 16.19	m 250.08

(建設局総務部管財課)